

下野市防災会議について

下野市地域防災計画（以下「計画」という。）は「災害対策基本法」に基づき、市町村が作成することとされており、防災会議では計画の作成及びその実施を推進するほか、地域防災に関する重要事項をすることとされています。

計画は平成19年3月に策定し、平成28年3月が最終版となっています。

今回は国や県の計画改定や、近年の大規模災害での取り組み等踏まえ、見直しを行うため防災会議を開催します。

【災害対策基本法】抜粋

第16条第1項（市町村防災会議）

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

同条第6項

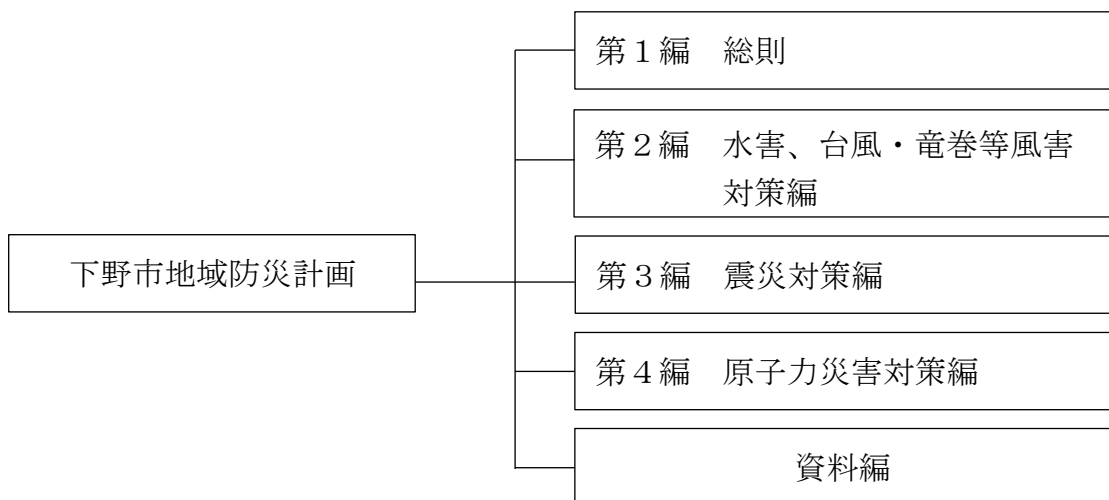
市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

※市町村防災会議は、地方自治法第138条の4（委員会・委員及び附属機関の設置）第3項に規定する市町村の附属機関であるが、単なる調査等を行う諮問機関でなく、防災計画の作成及びその実施の推進等の実施機関としての性格を有しています。

下野市地域防災計画について

計画の目的は、本市における水害や火災、地震などの災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することとしています。

計画の構成は4編と資料編から成り、「第1編 総則」「第2編 水害、台風・竜巻等風害対策編」「第3編 震災対策編」「第4編 原子力災害対策編」となっています。



下野市防災会議の役割や委員構成等は条例で定められています。

任期は2年間で、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間となります。

【下野市防災会議条例】抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、下野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 下野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて下野市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 栃木県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 下野警察署長の職にある者
 - (3) 副市長の職にある者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長の職にある者
 - (6) 石橋地区消防組合消防長の職にある者
 - (7) 消防団長の職にある者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第1号、第4号、第8号、第9号及び第10号の委員は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

下野市地域防災計画修正内容について

○今回の地域防災計画の主な修正点は下記のとおりです。

- ・防災基本計画（内閣府）との整合性の確認

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画です。
（令和2年5月29日に修正されました。）

- ・栃木県地域防災計画との整合性の確認

（令和2年5月に修正されました。）

- ・市行政組織の変更等に伴う修正

- ・関係法令、通達等との整合性の確認

今後のスケジュール

栃木県による河川浸水想定区域（田川、新川）の公表が令和2年度末を予定しており、計画に反映するため令和3年度6月までのスケジュールになっています。

| 時 期 | 内 容 |
|--------------|--|
| 12 月 | 第 1 回防災会議 委員委嘱、今後の修正内容・スケジュールについて |
| 12 月 ～3 月 | 関係資料収集、素案作成等 |
| 3 月 | 栃木県による河川浸水想定区域公表を受けて計画へ反映 |
| 4 月 | 第 2 回防災会議 計画素案の審議 （素案は事前に送付させていただきます。） |
| 5 月 | パブリックコメント実施 |
| 6 月 | 第 3 回防災会議 計画修正案について |